芳賀町最低制限価格制度事務処理要領及び
芳賀町低入札価格調査制度実施要綱の見直しについて

1　建設工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格等の見直しについて
改正品確法を踏まえ、インフラ等の品質確保と建設業の担い手の育成・確保を実現するため、町発注工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格等の見直しを行う。

（1）見直しの内容
① 現場管理費等の額の算定率を引き上げる。
・本則：０．７　→　０．８
② 一般管理費等の額の算定率を引き上げる。
・本則：０．３　→　０．５５
③附則を廃止する。
④ ①～③の見直しについては、平成２８年４月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事等から適用する。

※本則、附則とは、「芳賀町最低制限価格制度事務処理要領」及び「芳賀町低入札価格調査制度実施要綱」における規定である。

（2）芳賀町最低制限価格制度事務処理要領等改正における本則の内容

区　　分	現　　行	Ｈ２８．４．１改正
直接工事費：（1）	（1）×０．９５	（1）※1×０．９５
共通仮設費：（2）	（2）×０．９	（2）×０．９
現場管理費：（3）	（3）×０．７	（3）×０．８
一般管理費：（4）	（4）×０．３	（4）×０．５５

※１　建築工事及び設備工事については、（1）の額は直接工事費に０．９５を乗じて得た額とする。

（3）低入札価格調査の失格基準の見直しについて
低入札調査基準価格の見直しに合わせて、低入札価格調査における失格基準についても見直しを行う。
低入札価格調査制度対象工事において、低入札調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査制度実施要綱に基づき基本調査を実施する。基本調査において、失格基準を満たしている場合は、低入札価格調査を実施し、失格基準を満たさない場合は失格となる。

１）費目別判断基準の見直し
直接工事費から一般管理費までのそれぞれが、下記の算定率を乗じて得た額から１万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。満たさない場合は失格となる。

区　　分	現　　行	Ｈ２８．４．１改正
直接工事費：（1）	（1）×０．７５	（1）※1×０．７５
共通仮設費：（2）	（2）×０．６	（2）×０．７
現場管理費：（3）	（3）×０．４	（3）×０．７
一般管理費：（4）	（4）×０．３	（4）×０．３

２）総額判断基準の見直し
最低入札価格が、下記によって算出された額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。満たさない場合は失格となる。

区　　分	現　　行	Ｈ２８．４．１改正
直接工事費：（１）	（１）×０．９５	（１）※1×０．９５　ア
共通仮設費：（２）	（２）×０．９	（２）×０．９　イ
現場管理費：（３）	（３）×０．２	（３）×０．８　ウ
一般管理費：（４）	―	（４）×０．５５　エ
	―	工事価格×０．０３　オ
入札書記載金額	（１）～（３）の合計	ア～エの合計額－オ